

## 第 3 章

# 給水装置工事



# 第3章 給水装置工事

## 1 指定事業者が施工する意義

給水装置工事は、水道施設を損傷しないこと、他の水道使用者への給水に支障を生じたり、水道水質の確保に支障を生じ公衆衛生上の問題が起こらないこと等の観点から、適正な施工が必要となるものである。

このため、水道法では、水道事業者が適正な給水装置工事を施工できると認められる者の指定をすることができ、この指定をしたときは、水の供給を受ける者の給水装置が水道事業者又は指定を受けた指定事業者の施工した給水装置工事に係るものであることを給水条件とすることができる。

## 2 給水装置工事の基本事項

給水装置工事の主な基本事項は、次のとおりである。

- ① 給水装置工事は、「第1章 総則の6」に定める給水装置工事の種別に従って取り扱うものとする。
- ② 公道内給水装置工事は、原則として指定事業者が施する。上下水道局が施工する場合は、公道工事費（公道内本管から止水栓までの材料費や土工、舗装復旧費など）を徴収するものとする。
- ③ 屋内給水装置工事は、指定事業者が施工するものとする。
- ④ 指定事業者が公道工事を行う場合は、上下水道局が立会いを行う。
- ⑤ 給水装置1単位ごとに、メーター器を設置し計量する。
- ⑥ メーター器の設置には、条例に基づき口径及び戸数により新規給水負担金を徴収するものとする。
- ⑦ 給水装置工事に係る費用は、工事の申込者等の負担とする。
- ⑧ 給水装置の所有権は、工事の申込者にあるものとし、その維持管理は申込者又は使用者が善良な管理をしなければならない。  
ただし、公道内給水装置については、工事完了後上下水道局に管理移管するものとする。
- ⑨ 配水管からの給水管取出しは、1建物に1か所とする。利用計画のない給水取出管は、分岐部において撤去しなければならない。なお、1宅地から2か所以上、給水管を取り出すときは事前協議を行うこととする。
- ⑩ 宅地内側で官民境界から1～1.5m以内の場所に、第1乙止水栓又は副弁付止水栓を設置しなければならない。
- ⑪ 止水栓又はメーター器の設置場所は、常に管理がしやすく、清潔で乾燥した場所とする。やむをえずガレージ又は駐車場にメーター器を設置する場合は、完成後メーター器が車の下になり検針の妨げにならないようにしなければならない。

## 3 給水装置工事の流れ

給水装置工事の全体的な流れは、次のとおりである。

- ① 工事の受注 …… 施主から給水装置工事の依頼を指定事業者が受ける。
- ② 調査、計画 …… 指定事業者は施主の希望、現地調査、上下水道局、関係官公署等との打合せ及び調整を行い、計画を立案する。
- ③ 設 計 …… 指定事業者は調査、計画に基づき、給水装置の構造・材質基準に適合するよう、給水装置の設計図を作成する。
- ④ 給水装置工 …… 指定事業者は設計図及び関係書類をそえて上下水道局に給水装置  
工事承認の申請 事 の 申 請 を する。
- ⑤ 書類の審査 …… 上下水道局は、法、条例等に基づき申請書、設計書の内容を審査すると共に使用材料の承認を確認する。
- ⑥ 施工の承認 …… 上下水道局は、申請書及び設計書等の関係書類に支障がなければ施工承認をする。新規給水負担金、立会検査手数料(公道工事費)が必要なときは納付書を同時に発行する。  
また、道路占用・道路使用許可申請の書類については指定事業者が作成する。
- ⑦ 工事費納入 …… 新規給水負担金、立会検査手数料(公道工事費)を納入する。
- ⑧ 工事の施工 …… 指定事業者は公道工事が伴う場合、着手届を上下水道局に提出し、立会の下に工事を施工する。屋内給水装置工事のみの場合は工程管理、品質管理、安全管理を徹底し、工事を施工する。
- ⑨ 工事のしゅ …… 指定事業者は工事施工後、ただちに検査報告書及び検査申請書を提出  
ん工及 び  
検 査 上下水道局は給水装置管理台帳に基づき、しゅん工検査を実施する。
- ⑩ メーター器 …… しゅん工検査が合格したものについては、メーター器を設置し使  
の 設 置 用開始となり、施主へ引き渡す。舗装本復旧完了後、完了届を上下水道局へ提出する。

その他

工事の完了した給水装置は、提出された給水装置管理台帳を豊田市上水道地図情報システムに入力して保存管理することにより、将来の維持管理に備える。また、給水装置管理台帳を指定事業者が施主に渡し維持管理に利用する。

## 4 給水装置工事の施工管理

給水装置工事における施工管理とは、当初の計画や図面に基づき、決められた工期の中で、給水装置に求められる品質及び工事の施工精度等を満し、効率的かつ経済的に工事を仕上げていくことである。

### 4-1 工程管理

#### ① 工程計画の作成

施工計画は、給水装置工事の規模、内容、与えられた工期、現場の環境によって決定されるが、工程計画の一番基礎となる各工程の作業日数は、工事の内容、天候、他業者等との調整日数などを考慮し、余裕を持って決定すること。

② 工程計画作成に考慮する基本事項

- ア 作業内容による順序の整理
- イ 平行して出来る作業の整理
- ウ 各作業に必要な日数
- エ 他業者との相互関係による作業不可能日数及び天候不順による作業不可能日数
- オ 各種書類の準備作成、水道事業者への申請から承認まで及び道路占用、使用許可に要する日数

③ 工程管理の手段

工程管理は、着工からしゅん工までの一連の工程管理であるが、単なる時間的な管理だけではなく機械器具の選定、労働力、技術力を確保し、給水装置工事の構造及び材質基準に適合した材料の使用により効果的に施工を可能とするものでなければならない。

また、段取りの悪さ、関連工事業者との調整不足、事故等により現場で工程に遅れが出ることがあるため、予め無理のない工程計画を立てることが必要である。

③-1 工事計画の確認（計画）

- ア 主任技術者による施工計画の確認
- イ 工程表に合わせた技術者、配管工等工事従事者の手配
- ウ 工事に使用する材料及び機械器具の手配
- エ 建築工事等との日程調整の確認

③-2 工事施工内容の確認（実施）

- ア 主任技術者による工事従事者への工事内容の指示及び指導監督
- イ 現場に搬入された材料が適正品かの確認
- ウ 給水管の切断、接合、加工が適正に行なわれているかの確認
- エ 事故防止に対する対策は適切に行なわれているかの確認

③-3 工事進捗の確認（管理）

- ア 工程表と現場工事の仕上がり状況との比較
- イ 当初計画に対して施工内容等に変更、修正が必要か検討
- ウ 材料等に過不足がないか確認
- エ 建築工事等との日程調整は順調か確認

③-4 工事の完了

- ア 主任技術者による現場の最終確認
- イ 現場実測によるしゅん工図の作成
- ウ 水圧テスト等社内検査の実施
- エ しゅん工届及び検査立会いの準備

## 4-2 品質管理

① 品質管理の定義

給水装置工事は、工場生産とは異なり、1件1件の現場ごとに実施されるものであるため、主任技術者の指導監督の基で現場で従事する技能者等が適切な作業を行なうこと

が必要である。

従って、給水装置工事における品質管理とは、調査、計画、施工、検査の全ての段階を通じて要求される品質、性能の条件等を満足させる給水装置を完成させるため、工事の各段階で行なう品質を確保するための手段をいう。

#### ② 品質管理の手段

- ア 給水装置の構造及び材質基準に適合した資材の使用
- イ 工事現場に合った施工方法の選択
- ウ 工事従事者に対する指導監督及び教育の徹底
- エ 工事施工中及び完了時の社内検査の実施
- オ 工事完了後のアフターサービスの向上

#### ③ 品質管理の効果

- ア 給水装置全体の品質の向上
- イ 指定事業者としての信頼度の向上
- ウ 作業効率の向上及び工事原価の低減
- エ 中間検査等の実施による完成検査時の大幅な削減

### 4-3 安全管理

給水装置工事における安全な施工を確保し、事故を防止するため、安全対策、現場の整理整頓に努めなければならない。

#### ① 安全管理の基本事項

- ア 各工種に適した工法に従って施工すること。
- イ 設備の不備、不完全な施工を避けること。
- ウ 工事用機械器具の操作を誤らないよう注意すること。
- エ 掘削する場合は、周囲地盤のゆるみ、沈下等に十分注意すること。
- オ 材料の運搬、積おろしには衝撃を与えないよう注意し、使用材料にキズ等を付けないこと。
- カ 使用材料、工事用機械器具、不要土砂等は常に整理整頓し工事の妨害、施工の支障にならないようにすること。
- キ 工事用仮設電源を使用する場合は、感電防止用漏電遮断器を設置し、感電事故防止に努めること。
- ク 工事従事者が原因による水道水の汚染が起らないよう、工事従事者の健康管理にも十分注意すること。
- ケ 保安設備を道路使用申請書類と同じように施工し、安全に十分注意すること。

### 4-4 指定事業者による支援

指定事業者は、主任技術者が給水装置工事を適正に施工できるよう支援を行なうと共に、職務遂行上支障を生じさせないようにしなければならない。

例えば、基準に適合していない材料を経営上の観点から使用を強制するようなことをしてはならない。